

# 適正な学校規模の維持と適切な学校の配置について

高等学校の教育の質を維持・向上できるよう、県全体のバランスを考慮しながら、適正な学校規模の維持と適切な配置に努める。

## 適正規模

- （中山間地域を含めた）県全体としては、「1 学年 4～8 学級」の学校規模。
- （一定の生徒数が見込まれる）高知市及びその周辺地域の中央部は、「1 学年 6～8 学級」の学校規模の維持に努める。

## 中山間地域の学校

- 地域の学びの機会を保障するために、最低規模を「1 学年 1 学級以上」などとして、できるだけ維持。

## 南海トラフ地震への対応

- 海沿いにあり津波により、大きな被害が想定される学校については、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、「適地への移転や統合の可能性を含め、対応を検討」する。

## 普通科

卒業後の多様な進路選択の保障と地域を担う人材の育成という観点から、県全体のバランスを考慮した適切な配置に努める。

### 進学拠点校

難関大学や医学部等への進学も実現できる、進学拠点校を県全体のバランスも考慮しながら配置する。

### ●併設型中高一貫教育校

東部、中央部、西部の 3 地域での配置を維持する。

### ●学び直しの機能を持った学校

不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などを受け入れる体制を整えた学校を「1 学年 1 学級以上」として維持する。

## 総合学科の学校

生徒が興味関心に応じて系列を選択することで多様な進路希望に対応できる特色を生かすために、現在の各地域での配置を維持することに努める。

## ●産業系専門学科の学校

本県の産業を担う人材の育成及び産業振興のため、現状の学校の配置を維持することに努める。

## 分校

分校は、募集停止する条件を緩和し、平成 27 年度から「1 学年 1 学級 20 人以上を 2 年連続して満たない状況になった場合」とし、維持に努める。

## 定時制・通信制の学校

- 定時制（夜間）は、「学校全体の生徒数を 20 人以上」に緩和し、各地域での維持に努める。
- 通信制は、現在の中央部と西部の 2 校の配置を維持する。

